○農林水産省告示第千九百七十二号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成十五年農林水産省令第百三号）第二条の規定に基づき、平成二十五年五月十六日農林水産省告示第千六百三号（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第二条の規定に基づき、農林水産大臣が定める平成二十五事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

本則中「二千十三億四千二百七十八万九千円」を「二千三十二億三千二百七十八万九千円」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第千九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県岩瀬郡天栄村大字大里字坂ノ脇三〇の一、三二、三四の一、三五の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡棚倉町大字中山本字七曲四の二から四の七まで、八の一、八の四から八の六まで、字背戸山二の一、二の三、一〇の一、一五の一、一五の二、一六の一、一八から二〇まで、二一の一、二一の二、二二から二五まで、二六の一、二七、二八、二九の一、三一、三二の一、三七の一、三八の一、四一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び棚倉町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県諫早市小長井町川内字清水九五三、九五四、九八一の三八九、九八一の四四九、字今古場一二八九の二（次の図に示す部分に限る。）、一二九〇の一、一二九〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字清水九八一の三八九（次の図に示す部分に限る。）、字今古場一二八九の二、一二九〇の一、一二九〇の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び諫早市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　滋賀県大津市伊香立上龍華町字滝ヶ谷六二二、字大釜ヶ谷六五一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県庁及び大津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字植田字南沢一二七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字赤坂東野字広畑一三四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　福島県南会津郡南会津町針生字駒戸山一七二七の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）